

事例番号:310210

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 2 日

2:10 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 2 日

16:50 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

妊娠 41 週 3 日

1:41 遷延分娩のため子宮底圧迫法併用の吸引分娩により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 (stage III) および臍帯炎を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 3 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.35、BE -2.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 生後 24 分に心電図モニターで心室細動を認める

高次医療機関 NICU へ搬送、到着まで胸骨圧迫を継続
入院時の静脈血ガス分析で pH 6.65、PCO₂ 102.2mmHg、
HCO₃⁻ 11mmol/L、BE -29.3mmol/L、乳酸 15.54mmol/L
血液検査で白血球 35000/μL、CRP 2.37mg/dL
生後 6 時間に低血圧および心電図モニターで心室頻拍を認める

(7) 頭部画像所見:

生後 14 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め低酸素性虚血性
脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は出生後の呼吸循環不全による低酸素性虚血性脳症
であると考ええる。

(2) 出生後の呼吸循環不全の原因は新生児の敗血症の可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 1 日破水感と陣痛発来への訴えあり来院した際に分娩監視装置装
着や内診を行ったことは一般的であるが、陣痛が 3-8 分おきの状況で自宅待
機としたことには賛否両論がある。

(2) 妊娠 41 週 2 日陣痛発来で入院後の対応(内診、バイタルサイン測定、分娩監視装置
装着、抗菌薬投与)は一般的である。

(3) 微弱陣痛(硬膜外無痛分娩)の適応(「原因分析に係る質問事項および回答
書」)でキシロシ注射液を投与したこと、および書面による同意を取得したこ

とは、いずれも一般的である。

- (4) オキシシリン注射液の開始時投与量、および投与中に連続的に分娩監視装置の装着を行ったことは、いずれも一般的である。
- (5) 妊娠 41 週 2 日胎児心拍数陣痛図で 19 時 48 分頃以降に子宮頻収縮(>5 回/10 分)を認め、また 20 時 51 分、22 時 56 分、妊娠 41 週 3 日 0 時 40 分に胎児心拍数波形レベル 4(軽度遷延一過性徐脈、胎児心拍数基線正常、基線細変動減少)の所見を認める状況で、オキシシリン注射液を増量・継続したことは基準から逸脱している。
- (6) 胎児心拍数陣痛図上、妊娠 41 週 2 日 20 時 51 分および 22 時 56 分に胎児心拍数波形レベル 4(軽度遷延一過性徐脈、胎児心拍数基線正常、基線細変動減少)の所見を認める状況で、助産師が医師の立ち会いを要請せず経過観察したこと、および妊娠 41 週 3 日 0 時 40 分にも同様の所見を認める状況で、医師が急速遂娩を検討せず、酸素投与のみで経過観察したことは一般的ではない。
- (7) 子宮口全開大後 3 時間以上経過した妊娠 41 週 3 日 1 時 35 分に遷延分娩のため吸引分娩(子宮底圧迫法併用)を選択したこと、吸引分娩の要約を満たしていること、およびその方法はいずれも一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死にて高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読とその対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 子宮収縮薬による陣痛誘発中に子宮頻収縮を認めた場合には、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に沿って子宮収縮薬の減量または中止を検討することが望まれる。

- (3) 観察した事項や処置、それらの実施時刻、医師の判断等について、診療録に詳細に記載することが望まれる。また看護スタッフからの相談への対応についても必要に応じて記載することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の判読所見、およびそれに基づく医師の判断、看護スタッフからの報告内容等について詳細な記載がなかった。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

絨毛膜羊膜炎および高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられるが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断方法、治療方法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

当該地域で円滑な救急搬送ができるように、新生児搬送体制を整備することが望まれる。

【解説】本事例は新生児搬送の際に連絡が円滑に行われなかった状況が認められた。より迅速に新生児搬送が行われるよう体制を整備することが望ましい。